

「表紙共 13枚」

令和3年1月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年2月8日(月曜日) 午後1時30分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 川津清則
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	19 番 高瀬義徳
9 番 湯浅正徳	
10 番 川津美利	
11 番 河津裕治	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

## 1 月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について

第6号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件

第7号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第8号 2月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地法第18条第6項の規定による該当報告の件

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

第3号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

第4号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7 人権研修

## 8 その他

(1) 1 2月戸別訪問集計表について

(2) 2月現地調査

日 時 2月26日(金) 午前9時～

※調査委員のみ

(3) 2月定例総会

日 時 3月8日(月) 午後1時30分～ 会 場：7階 大会議室

(4) 行事日程

2月 5日(金) 熊ノ尾地区 人・農地プラン会議

2月17日(水) 農業振興地域整備促進協議会(会長・伊藤委員)

2月18日(木) 役員会

2月19日(金) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(5) その他 ・ 「1月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・ 「1月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、6番、綾垣和子委員、18番、財津政美委員より、欠席届が出ておりますのでご報告いたします。また、全国では今緊急事態宣言が発令されておりまして、隣の福岡県でも緊急事態宣言が発令されております。大分県内におきましても、連日、新型コロナウイルスの陽性者が確認されておりますことから、本日は、農業委員さんのみの出席とさせていただきます。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、電源を切ってくださいかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が、会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大変お疲れさまでございます。コロナ禍でございますので、なるべく時間短縮で会議を進めてまいりたいと思います。一つだけですね、活動記録簿というのが毎月出していると思いますけど、農業委員会事務局のほうもこの活動記録を見ないと農業委員とか推進委員が何をしたか全然把握出来ないのです、必ず提出をしていただけるようお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、着席して議事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、4番の江藤義幸委員、11番の河津裕治委員にお願いしたいと思います。 それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からです。今回は、議案訂正はございません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。では早速議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、5番の左原三枝子委員、19番の高瀬義徳委員でございます。調査委員長は、左原三枝子委員にお願いしたいと思います。 それでは左原委員、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (左原三枝子)</p>	<p>皆様こんにちは。1月の調査委員の、左原三枝子です。1月28日に、高瀬義徳委員さんと事務局様4名と、 現地を見てまいりました。今日はよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしく申し上げます。それでは議案書の1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、 9件でございます。事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。議案集1ページ、3条の申請、今月は 9件上がっております。 では、まず1番から説明いたします。大字羽田〇で、譲受人が、羽田町の〇さん、会社勤めで管理が難しいた め、譲り渡したいということで、譲受人が同じく羽田町の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。 場所ですが、県道日田玖珠線沿い、旧羽田小に行く少し手前のところになります。こちらが航空写真です。字図 で見ますとこういう形状になっておりまして、現在の状況が、こういった状況であります。</p>

次に2番、天瀬町馬原○で、譲渡人が馬原の○さん、後継者不足のために譲り渡したいということで、譲受人が同じく馬原の○さん、この方はお父様、お兄様と一緒に農業をされているのですけれども、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は馬原の東溪中のほうから北側に少し上っていったところになります。こちらが航空写真です。字図だとこのようになっておりまして、現在の状況、こちらですね、奥のほうのちょっと一段下の低いところも含めて1筆になっております。

次に議案書2ページにいきまして、3番、三和○で、譲渡人が財津町の○さん、相続によって土地を取得したのですけれども、農業をする予定が今後もないために、譲り渡したいということで、鈴連町の○さんが譲り受けたということです。場所が財津町のバイパス沿い、○さんのあたりから竜体山へ登っていく途中を少し西に入ったところで、今回の土地以外にも梨畑が広がっているところです。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが字図で現在の状況がこのようになっております。

続きまして、4番、前津江町大野○で、譲渡人が大野の○さん、体調不良のために譲り渡したいとのことで、譲受人がすぐご近所の○さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は前津江振興局より少し大山川に県道を行ったところ、ほぼ道沿いになります。航空写真だとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況がこちらです。ちょっと高さがありますが、3段の3枚の田んぼで1筆となっております。これが真ん中で、これが1番下の部分になります。

次が3ページにいきまして、5番、夜明○で、譲渡人が夜明の○さん、仕事の都合で耕作が出来ないということで、親族でありましてご近所にお住まいの○さんが譲り受けるということです。

場所は高速道路と国道が交差しているところ、○に面した畑になります。こちらが航空写真です。字図だとこのようになっておりまして、こちらが現在の状況です。一枚の畑が5筆に分かれています、今まとめて○さんが耕作をしております。ここで問題になってくるのが、本来、農地法の3条の許可によって農地を取得した場合は、原則として譲受人さんが自ら耕作しないといけないというふうになっておりますが、国が出している農地法に係る処理基準というものがあまして、農地所有適格法人が適正に農地として使っていく場合には、その構成員、この場合は土地の所有者も含まれるのですけれども、構成員である個人への所有権移転はできるということになっておりますので、この件については事務局でも問題がないことを確認しております。

続きまして、6番、大山町東大山○ほか、全部で5筆ありまして、譲受人が東大山の○さん、譲受人が○さん。親子ですけれども、生前贈与をされるということです。場所は旧都築小学校のすぐ近くになります。こちらは航空写真で、こちらが字図4筆、北側の4筆と少し南に行ったところの1筆です。現在の状況、こちらが北側の4筆の状況です。南側の1筆がこのようになっております。

次は4ページに行きまして、7番、渡里○と、山田○と○ですが、譲渡人、福岡県の住まいの○さん、この方も相続による取得で管理が難しいので譲り渡したいということで、これも親族であります山田町の○さんが譲り受けたいということです。場所は、渡里の側の1筆が山田原の○を西に少し入って行ったところで、残り2筆が○から大鶴熊取線を山田町のほうに行った道沿いにあります。こちらが航空写真です。こちらが渡里のほうの1筆の字図、こちらが山田の2筆の字図になります。現在の状況、これが渡里の1筆。そして山田の2筆の状況です。

続きまして、8番、天瀬町女子畑○と○です。譲渡人が友田の○さん、高齢のため譲り渡したいということで、譲受人がこの土地に隣接した住宅にお住まいの○さんです。こちらも親族間の所有権移転になります。今後は、○さんがお持ちの農地も全て取得して農業を行いたいということなんですけれども、今まではこの○さんが小規模な農業しかしていなかったということで、取りあえず現住所の前の農地を取得して、あとはまた、議案9ページの利用権の設定のところまで上がってきますけれども、残りの農地は一旦借り受けてやってみたいということでございます。今回この3条の分では面積が348㎡となっておりますけれども、また後でご説明します利用権の設定のほうで、合わせて25アールの要件というものを満たしておりますので、面積としても問題はないというものです。こちらが航空写真になります。字図だとこのようになっておまして、こちらが現在の状況です。

最後5ページに行きまして、9番、東有田○と○、譲渡人が上手町の○さん、この方も相続による取得で農業に手が回らないために譲り渡したいということです。そして、譲受人は月出町の○さん、譲り受けて収穫量を増やしていきたいということです。場所は○を50メートルほど南に行ったところになります。こちら航空写真です。字図だとこのようになっておまして、現在の状況がこのようになっております。

私のほうから、3条の対象地に関する説明は以上になります。ここで現地調査にご同行いただきました左原委員にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。



<p>調査委員 (左原三枝子) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>私が見た限り、特に問題はなかったと思います。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートのほうご説明いたします。お手元の資料のNo. 1をごらんください。3条については、今月は3ページありまして、こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない、つまり、問題はないということを確認いたしました。事務局からは以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。ありませんか。</p>
<p>(はいの声)</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なかったらですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(全員挙手)</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p>

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> <p>私のほうから、議案第2号、農地法第4条について説明いたします。今月は3件ございます。</p> <p>議案集の6ページです。1番の案件です。大字渡里〇、台帳地目が田の77㎡の第3種農地で、申請人が日ノ出町の〇さん、申請理由が農地造成用地、一時転用でございます。場所のほうですが、日ノ出町交差点のところに〇さんとか、〇さんがあるのですけれども、〇さんのすぐ横の農地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております、ここが〇さんでここが道路ですね、市道となっております。こちらが現況の写真で、今、市道の工事が入っております、一部、道路側は申請人さんの土地だったのですが市に譲り渡すということで、残りの分を公共工事の残土を利用して埋め上げて、畑としてまた利便性をよくして今後も畑として利用したいということで、一時転用の申請が出ております。</p> <p>続きまして、2番の案件です。大字大肥〇、台帳地目が田の96㎡の第2種農地で、申請人が埼玉県さいたま市の〇さんで、申請理由が駐車場用地でございます。場所のほうですけれども、国道211号線の〇さんと〇の間ぐらいになるのですけれども、ちょうど国道沿いの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真ですけれども、もう見てのとおり駐車場として利用しております、ご近所の方とかが使いたいという希望があったのと、すぐそばにお墓とかがあるのですが、お墓参りに来た方が使いたいということだったので、許可は得てなかったのですが駐車場としても現在利用しているということで、こちらについては追認案件ということになりますので、始末書をいただくようにしております。</p> <p>続きまして、議案集の7ページになります。3番の案件です。大字田島〇で、台帳地目が田の70㎡の第3種農地で、申請人が田島町の〇さん、申請理由が宅地拡張用地でございます。場所のほうですけれども、田島の〇の近くの農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。後で5条で出てくるのですけれども、こちらが今回5条が出ておまして、もともとこの3つは1筆だったのですが、ここを5条で出すのに調査していたら、ここも転用済みだったということで今回申請をしているもので、現況の写真がこちらで、こちらが</p>
------------------------	---

<p>調査委員 (左原三枝子) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>申請人さんのご自宅になるのですけれども、倉庫がもうちょっと農地のほうにはみ出て建てていたということがわかりましたので、今回、4条の申請ということで出されているもので、こちらも追認案件ということになりますので始末書を徴取するようにしております。</p> <p>4条のほう以上3件で、当日、現地調査にご同行いただいた左原委員に一言いただきたいと思います。</p> <p>私たちが見た限り、始末書2件で、ほかは特に問題はなかったと思います。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。資料No. 1の4条が4ページと5ページになりますが、全ての項目に該当しないということが許可の条件になりますが、書類審査、現地調査で、全て該当しないことを確認しております。私のほうからは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。事務局の議案説明にあるように、2件が追認で始末書ということでございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり決定いたしました。</p>

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>引き続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、2件、事務局のほう説明をお願いします。</p> <p>議案第3号農地法第5条について説明いたします。今月は2件ございます。</p> <p>議案集の8ページの1番の案件です。大字田島〇で、台帳地目が田の264㎡の第3種農地、譲渡人が田島町の〇さん、先ほど4条で出た方です。譲受人が田島2丁目の〇さんで、譲渡人のお孫さんになります。申請理由が一般住宅用地でございます。場所のほうですが、先ほどの4条の場所と一緒に、〇のすぐ近くになります。こちらが航空写真でこちらが字図です。先ほど4条で出たのがこちらですが、こちら側、南側のほうになります。こちらが現況の写真で、こちらのほうに譲り受けて住宅を建てたいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、2番の案件で、大字石井〇で、台帳地目が田の6.23㎡の第3種農地で、譲渡人が藤山町の〇さん。譲受人が石井町2丁目の〇さんで、申請理由が宅地拡張用地でございます。場所のほうですが、〇とか〇がこちらにあるのですが、そちらの近くの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、こちらが譲受人さんのご自宅になります。こちらが現況の写真ですが、奥に写っているこちらが譲受人さんのご自宅で、ここの進入路とご自宅の間にちょっと残った残地みたいなところですが、こちらを譲り受けて、物置というか、宅地の一部として使いたいということで申請が出ております。</p> <p>5条のほうが以上2件で、現地調査にご同行いただいた左原委員に一言いただきたいと思っております。</p>
<p>調査委員 (左原三枝子)</p>	<p>私たちが見た限り、特に問題はなかったと思います。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>ありがとうございます。それではチェックシートのほうの説明をいたします。資料No.1の5条が6ページと7ページになります。こちらの項目が全て該当しないということが許可の条件となっておりますが、全て該当しないことを確認しております。私のほうからは以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思います。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なければこの件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので議案第3号は原案どおり決定いたしました。左原委員、一言最後をお願いいたします。</p>
<p>調査委員 (左原三枝子)</p>	<p>皆様ご協力ありがとうございました。範囲が広がったんですけどスムーズに調査が出来ました。今日はありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。</p> <p>次は9ページですね。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件です。新規11件、再設定4件、中間管理事業1件、解約8件でございます。本案件はですね農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必</p>

	<p>要な農作業を常時従事するものとして作成されたものです。それぞれの委員のエリアにおいて、ご確認をお願いいたしたいと思います。議事参与の○番の○委員、申し訳ないですが、退出をお願いします。</p> <p>(○委員 退席)</p> <p>議 長 (石井照久)      ○ページのN o. ○、東有田○、借り手が○氏です。この件はよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議 長 (石井照久)      ありがとうございます。</p> <p>(○委員 着席)</p> <p>議 長 (石井照久)      それでは、委員の方々のエリアにおいてご確認をお願いします。問題があれば挙手して発言を願いたいと思います。はい、どうぞ。</p> <p>2 番 (松原忠雄)      2 番の松原です。ちょっとお尋ねしたいんですけど、3 条で尋ねれば良かったんですけど、3 条の 8 番、4 ページの○さんですけど、この方が利用権設定しておりますね、2 反 2 畝ほど。この方は農地を全然持ってなかったんですけど、これだけの農地を管理できるのか、女の方 1 人という農業従事者が 1 人というようなことではありますが、大丈夫でしょうかと思っております。ちょっと事務局にお尋ねでございます。</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)      私のほうから回答いたします。この○さんにつきましてはですね、3 条のほうでも少しご説明したのですけれども、いずれはもうちょっと、この○さんからの土地をですね、譲り受けてやっていくということですね、取りあえず今回は様子見というわけではないですけれども、一旦この土地を譲り受けて頑張ってみて、うまくいけ</p>
--	--

	<p>ばですね、また3条でこの分の土地も実際に譲り受けて、自己の所有でやってみるということでした。そこま で、自信があつて言っているわけでもないの、こういう形で全部を買うわけではなくて、一旦借りてやってみ ようということではあるので、こちらとしてもこの後どうなったかなということはちょっと注意してみておきた いと思うのですけれども、一応今のところそういう事情があるということは聞いておきまして、この6筆分に関 しては、ちょっと借りてやってみるというところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久) 2 番 (松原忠雄)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>はい、わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったら、ご承認いただけ ましようか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に22ページですね、議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更について、7件でございます。除外 が7件です。事務局、説明のほうお願いいたします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから議案第5号について説明いたします。こちらは日田市農業振興地域整備計画について変更につい て、市長から、担当は農業振興課になるのですが、農業委員会のほうに意見を求められているものです。1月2 1日に会長、局長と担当私で現地調査にも行きました。除外のほうが今回7件出ております。</p>

まず22ページで1番の案件です。大山町東大山〇、台帳地目が畑の3,177㎡で、申請人は大山町東大山の〇さんです。場所のほうですが、広域農道沿い、〇とか、〇のちょっと先になります。ちょっと南側になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらがちょっと広いので、航空写真を拡大したのですが、ちょっと古い航空写真ですがこういうような形になっておりまして、現況がこのような形、昔、多分、果樹が植わっていたと思うのですけれども、木も切っている状態です。こちらは有害鳥獣の被害が多く、申請人も高齢となったため、今後はクヌギを植栽したいということで除外の申請が出ております。

続きまして、2番の案件です。大字羽田〇、台帳地目が田の1,623㎡で、申請人が大字羽田の〇さんです。場所のほうですが、羽田の〇とかのちょっと北側になります。ちょっと北というか、かなり山側になる場所になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、こちらが航空写真を拡大したのですが、もう航空写真を見ても分かるように全体的に木が植わっておりまして、こちらが現況の写真になるのですけれども、周辺が山林となって陽当たりが悪かったことから、申請者のほうも木を植えてしまったということで、農振に入っていたということなので、今回除外の申請をして今後は山林として管理するということで申請が出ております。

続きまして、3番と4番の案件ですが、場所が一緒になりますので、一緒に説明させていただきます。3番の案件が大字小迫〇で、台帳地目が田の657㎡の、こちらが〇さん、4番が同じく大字小迫の〇で、台帳地目が田の565㎡の、こちらが〇さん、が申請人となっております。場所のほうですが、小迫の〇の前の農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、道路を挟んで2筆あるような状態になっておりまして、こちらが〇で、3番の案件のほうになるのですが、こちらはもう既にちょっと利用しているのですが、この道路を挟んだ向かいに〇があるのですけれども、そちらの作業所とか事務所とかですね、車とか停めたりとかしているということで、もう1筆がこちら〇が4番の案件ですが、こちらのほうも同じようにそちらに貸して、そういう作業用地として使いたいということで、今回、農振除外が出ております。

続きまして、5番の案件です。中津江村の栃野〇で、台帳地目が田の206㎡で、申請人が中津江村栃野の〇さんになります。場所のほうですが、中津江村の〇さんとかですね、〇さんの近くになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、こちらが現況の写真で、奥に見える建物とかも〇さんのものですが、その〇さんが駐車場として利用したいということで、除外の申請が今回出ております。





<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>そうですね。もう既に農地ではありませんので、この除外が通れば、もちろん農地転用の申請が出るということに流れではなるのですけれども、その際にはこれは事前着工ということになりますので、始末書をいただいて、申請、許可を出すという形になると思います。</p>
<p>議 長 (石井照久) 2 番 (松原忠雄)</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>こういう場合は農業委員さんは、何も言わんで、それは始末につかないねで終わらにゃならないものですかね。何かもう一つ釈然としませんけど。それで県のほうもその話で通っていくのですかね。</p>
<p>事務局 (田中さおり)  2 番 (松原忠雄)</p>	<p>農振除外はこの後意見を出した後に県の担当者も、こちらを多分見に行くような形にはなりますが、その時に原状回復命令まではちょっと出ないのではないかと思います。</p> <p>その時はしっかりと尋ねておいてください。後から教えてもらわないと、どう判断して良いか、ちょっとわからないものですから。</p>
<p>議 長 (石井照久) 2 番 (松原忠雄)</p>	<p>松原委員よろしいですか。</p> <p>良いです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何か。横田委員どうぞ。</p>

<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>今の件ですが、こういう理解で良いですか。今回は農振の計画の中から、この土地を除外しますよと。そして、農振計画除外が終わったら、新たに農業委員会に申請の手続きが来る。その段階で農業委員会が判断すると。そういう解釈でいいですかね。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>そうですね。この後に4条か5条か農地転用の申請を出しますので、また総会にかけて委員さんで判断していただくという形になると思います。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>ただ極端なこと言うと、農業委員会に出てきた段階で、農業委員がノーと言えればノーと判断もできるわけですね、もう極端な話ですが。農振外れて農業委員会に出てきた時に、いや農業委員会はこれを認めませんよと言えれば、極端な話ですけど。認めると思うのですけど。そういう判断、見方でいいわけでしょ。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>一応この意見を出す時に転用はできるということで、農業振興課に意見は出すのですけれども、その時に意見の中に何か委員さんとしてのあれがあればですね農業委員会としてですね何か一言つけて出すことは出来ますが、それで農振協議会のほうで協議していただくという形にはなるのですが。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>原田委員どうぞ。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>はい、17番原田ですが、同じ関連して、もう一つの4番目です。同じく〇さんが農振除外ということで出てきてるのですけど、ちょうど反対側でこれは圃場整備した所じゃないんですかね。せっかくこういった整備しながら農地連担してるところの農振地域というところでしょうから、そこを転用するという考え方をですね、別の土地がなかったもんだらうかということで、この対岸、その向こう側になるのですかね。もう一つ4番は道挟んで、そこが周り全て水田という中に、今後の計画でまた4番は事務所用地ということになれば、近隣の水田等の</p>

	<p>問題も出てくるような状況も考えられますので、今この委員会に投げかけられてるのですけれど、農振担当の市のほうはどういった考えだったか、そこ辺まで確認してるでしょうか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>こちらは確かに基盤整備は入っているのですけれども、この2筆に関しては、もともと非農用地区域ということで、宅地でもともと用地の設定をしているようなので、転用としても1種農地にはなるのですが、例外規定で転用が可能ということで、今回除外を申請してるような状態なんですけれども、同じように非農用地区域になって家を建てているのが、この朝日の基盤整備のいちばん渡里側に、住宅が新しく建ってるかと思うのですけれども、あそこも同じ理由で基盤整備していた土地なのですけれど、例外規定で家が建てられるということで建てたところなのですけれども、それと同じ理由でここも転用については許可見込みがあるというふうに判断になったので、今回申請をしていただいている状態です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、私が実際に現地に行った時にですね、基盤整備も確かにしてましたので、ちょっとそこも聞いたわけですけど、実際そういう条件が入っていて、基盤整備をしたという条件でした。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>はい、わかります。整備する前に非農用地設定ということで、将来的にはここはもう農地にしないということで、計画がされているのなら構いませんけど、もう一つその4番の〇は、非農用地設定したところですか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>2筆ともしております。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>ということは整備の範囲ですけれども、将来的には非農地として使うという前提で住民理解とかその関係者の理解を得てるということで、そういう解釈でよろしいのですかね。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>一応、県のほうとかにも確認はしましたが、そのようになっているというふうに聞いています。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>私が現地に行った時にですね、手前の方、左側に見えるのはヤギの小屋か何かですね。実際、ヤギが周りに何匹かおってですね、そこが小屋でした。</p> <p>ほかに何かございませんか。なければ、議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更について、除外7件でございます。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、23ページ、議案第6号、別段面積1アール等の適用指定申請の件、1件でございます。事務局、説明お願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>では別段面積の適用指定が今月1件出てきております。これは3条の許可の要件として、譲受人の耕作面積が、本来は25アール以上ないといけないというものに対しまして、空き家バンク制度を活用して、空き家と農地を一緒に取得した場合には、この面積の要件が緩和されるというもので、このための申請ということになります。</p> <p>場所は西有田〇です。有田の〇、ここから広域農道を北に行きまして、西側の旧道入ったこの旧道沿いになります。こちらが航空写真で、字図で見るとこういった状況になります。赤く囲まれているところが対象の農地ですが、南西方向すぐ近くに青く囲まれている部分、ここが一緒に取得する住宅になります。こちらが現在の状況です。こちらがチェックシートの1番最後のページにもあるのですが、適用の目安ですね、今の時点では要件としては全て満たしているものです。今回この適用を受けますと、今後3条の申請が後日上がってくるという流れになります。事務局からの説明は以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>説明ありがとうございました。何かこれについて、質問とかございますか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>無いようでございますので、議案第6号、別段面積1アール等の適用指定申請の件、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、24ページ、議案第7号、現況証明書、非農地証明書の発行について、2件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案24ページ、議案第7号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は2件申請がありました。</p> <p>番号1、大字高瀬〇で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が133㎡です。申請人は日田市誠和町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。こちらの発行基準5というのがですね、資料2として今回お配りしております現況証明書の発行基準要領の中で登場するもので、こちらの要領が今年の1月13日に改正されておまして、その中で登場したものです。お配りしております資料No.2の2ページ目に詳しいところがございますので、ご覧いただければと思います。いろいろ書いてはありますが、おおよそのところで申し上げますと、いわゆる守るべき農地ではない土地で、非農地化後20年以上経過していることが明白であるものであれば、非農地証明を発行できるというようなことになっております。こちらについてですが、固定資産の名寄帳をとっていただきましたところ、この建物が明治27年には建っていたということが書かれておまして、もう優に20年は過ぎておりますので、発行基準5に合致するものとして取り</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>扱っております。場所のご説明をいたします。近くには高瀬小学校がございまして、赤く丸をしているところです。航空写真はこのようになっておりまして、こちらも赤く囲んでいるところが現況の航空写真です。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっておりまして、倉庫、蔵と言いましょか、が建っております。</p> <p>続きまして、番号2、大字西有田〇で、地目は台帳が畑、現況が山林、面積が429㎡です。申請人は、日田市日の本町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには〇さんや、山の向こう側にはなりますが、〇さんなどございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現況の写真はこちらになっております。竹林のようになっておりまして実際写っているのは土地の一部ではございますが、一筆全面的にこのような形になっております。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんから現地調査の際に、証明発行して問題ない旨承っております。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。今、事務局から説明ございましたが、何か質問のある方おられますか。 無いようでございますので、議案第7号、現況証明書の発行について発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。 続きまして、議案第8号、2月調査委員の選任についてです。こちらのほうから指名させてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
---	--

議 長  
(石井照久)

ありがとうございます。それでは、2月の調査委員、3番の横田秀喜委員、9番の湯浅正徳委員、16番の伊藤明美委員の3名の方をお願いしたいと思います。調査委員長は、16番の伊藤明美委員のほうをお願いしたいと思います。

次に、6番、報告です。事務局、お願いします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による該当報告の件

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

報告第4号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7番 人権研修

8番 その他

(1) 12月戸別訪問集計表について

(2) 2月現地調査

日 時 2月26日（金） 午前9時～

※調査委員のみ

(3) 2月定例総会

日 時 3月8日（月） 午後1時30分～ 会 場：7階 大会議室



(4) 行事日程

2月 5日 (金) 熊ノ尾地区 人・農地プラン会議

2月17日 (水) 農業振興地域整備促進協議会 (会長・伊藤委員)

2月18日 (木) 役員会

2月19日 (金) 常設審議委員会 (大分市) (会長)

(5) その他 ・ 「1月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・ 「1月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年3月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 1 1 番